

そこが知りたい

二元代表制とは

いつも聞きなれていることばでも、いざ説明しようとなると困ってしまうことがあります。

今、二元代表制の危機が叫ばれています。それはK県O市に見られるように、首長が議会を招集しないままに、専決処分ですべてを決めてしまうなどのことが報道されています。

県知事は、それは違法であることから、その専決処分は認めないとして、是正を求めましたが勧告は無視されました。

専決処分ができる場合は、次のように地方自治法第179条で定められています。

- 1、 議会が成立しない場合。
- 2、 議会を開くことができない場合。(例・議員の多くが逮捕されたような場合)
- 3、 議会を招集する暇(いとま)がないとき。
- 4、 議会が議決すべき事件を議決しない場合。

つまり、当該のO市の場合は、上の条項にあてはまらないことから、県知事は勧告をしたわけです。

二元代表制とは何か、それは国会と地方議会の仕組みの違いからきております。

国会の場合は、国民の直接投票による選挙で選ばれた国会議員の投票によって、総理大臣が選ばれます。当然、国会で多数を占めた方から、総理大臣が選ばれる事になります。これを議院内閣制と呼んでいます。

地方議会の場合は、首長(知事及び市町村長)は住民の直接選挙で選任され、一方議員(県議及び市町村議会議員)も住民の直接選挙で選任されます。

どちらも住民から直接選挙で選任されていることから、どちらも住民の代表となります。

そこで、行政の長(首長)には執行権(地方自治法第149条)を与え、一方の議会側には議決権(同第96条)を明確化しています。

首長には予算や条例の提案権があり、議会側には

その予算や条例の可否を決める権限があります。

そして、両者は対等・対立の関係にあり、権限が首長に集中している事から、相互牽制しながら協調と均衡を図る事で、お互いに他の権限を侵したり、他に責任転嫁をすることなく運営するものとされています。

牽制とは、議会側には首長を「不信任」できる権限を与えており、首長には「議会解散権」を与えています。加えて、住民には首長や議会や議員個人に対してのリコール制の権限を与えております。

一般的には、首長も議員も住民から直接選ばれている事から、住民本位でものを考えなければならず、長と議会は癒着したり、度が過ぎる対立も避けなければならず、少し距離のある程度が良好と言われています。

その結果として、日本国憲法の第92条から95条まで「地方自治」の章が設けられたという、経過があることを知る必要があります。

新憲法の制定と同時に、地方自治法、労働組合法や教育基本法(旧)などが日本の民主化にあたっての法律として制定をされています。

明治憲法には「地方自治」は明記されていなかったが、地方自治はあった。県知事は任命制であり、首長は議員の中から選出されていた。ただ知事や中央統制が強く本来の意味の「自治」ではなかった。

戦後も65年が過ぎて「二元代表制」に対してある種の問題提起がされた事で、制度も永年すると形骸化に陥る事を証明する事件でありました。

歴史的にも見ると、昭和22年の憲法制定時や地方自治法の制定時に遡ります。昭和20年8月に終戦を迎え、日本は連合軍の占領下に置かれました。その際に、連合軍は日本の非軍事化と民主化を標榜し、次々と民主化政策を打ち出しました。

その一つに憲法の制定問題がありました。

新憲法には地方自治制度を取り入れるように主張したのは、憲法草案で近衛文麿案の作成に当たった京都大学の佐々木惣一教授であり、氏は「地方自治は民意主義の基本である」と主張しました。

一方、連合軍側の総司令部の中にも、法律家が存在していて、日本の民主化のためには「地方にも責任を分与する」必要があると主張し、新憲法には「ローカルガバメント」の章を設ける事を提案しています。

高齢者にやさしい 交通環境整備は 高齢社会に対応した 交通システムを構築

新志会
まこと 一議員
柳村

問 健康で元気な高齢者が、安全に安心して活動できる交通環境の整備が必要だと思いますが、考えを伺います。

答 高齢者が元気に活動するため、その移動手段を支える上でも、既存の公共交通を維持するとともに、安全に安心して利用できる交通システムを構築することは必要と考えます。

現在の取り組みとしては、既存のインフラを活用した地域間交流のためのバスと鉄道が連携した乗り継ぎ割り引き切符の実施に向けて調整中です。

また、地域の事情やそこに暮らす高齢者の方々の声を聞きながら、ニーズを把握し、今後の施策に反映させるための地域懇談会開催を検討しています。

また「仮称」滝沢村地域公共交通会議」を年度内に立ち上げ、高齢社会に対応した移動しやすい交通システムの構築を検討します。

滝沢ブランドの確立をめざす手段は 三つの視点で 戦略的に推進計画

春緑クラブ
佐藤 澄子議員

問 滝沢ブランドをとおして、村のさらなる活性化を図るためには、ブランドを発信、展開していく「拠点づくりの必要性」とともに「歩踏み込んだ戦略」が必要と考えられます。現在の進み具合を踏まえて、今後の展開について伺います。

答 ①村内のイベントなどを通して、浸透度や利用度はあると思われま

す。今後の推進は、事業主体のあり方として、

②今後の展開の柱は、
③小、中学校、保育園、幼稚園等における普及状況と必要性は

も安心して働くことができるように、各種施策を総合的に展開する必要がありますと考えます。

次世代育成支援滝沢村行動計画後期計画において「子どもの笑顔が輝くまちづくり」を基本に掲げ、子育て家庭を支援する環境づくり、子どもが心豊かに育つ環境づくり、健やかであるための支援、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの4つの基本目標で、合わせて58の事務事業を実施します。

現在、役場庁舎は分煙しているが、将来的には全面禁煙をめざします。

問 村内公共機関の禁煙と分煙の考えを伺います。

答 現在、役場庁舎は分煙しているが、将来的には全面禁煙をめざします。

では、行政主体、住民主体、住民と協働による推進方法が想定されるほか、民間企業による取り組みも含めて必要があると考えます。

②地域の生活文化と密接に関係するブランド品や地域資源を発掘し、発信していくことが重要です。

観光物産ビジョンの観光振興の三つの視点「固有のものを大切に」「ものを大いに演出する」「美しさを演出する」を重視する。などの整合性を図りながら、ブランド推進計画を策定し、戦略的に推進していきます。

③保育園、幼稚園は、

滝沢の優大な自然に触れる活動、農業体験や食育推進に通じた活動や伝統や郷土理解に繋がる展開を通して、「滝沢らしさ」を知り、郷土に愛着と誇りを持つ心を育んでいます。

小学校では、社会科で地域の産業、地理的環境、お祭りや伝統芸能、リング作りの仕事の単元などや生活科での食育推進、総合的な学習で体験活動などを指導しています。

中学校においては、社会科での単元やキャリア教育をおこなって実施しています。

これらの学習はブランドの推進をしていく上で将来の滝沢村を担う子どもたちを育成していく観点から大切と考えます。